農 政 部 会議 事 録

日 時: 平成28年7月20日(水)午前10時05分

場 所:合同庁舎 4階 大会議室

議題

第1号議案 農業経営改善計画の認定申請 について

第2号議案 「平成29年度農地等の利用の最適化の推進に

関する意見」について

第3号議案 新たな「農業委員憲章」について

坂出市農業委員会

出席委員 16名

1番 井上 雅史 21番 新谷 豊敏(会長職務代理)

2番 木下 得代22番 中村 一信3番 寺嶋 秀行23番 北山 定男

6番 松下 良夫(農政部会長) 26番 大原 眞路(農地部会長)

11 番 細谷 秀樹 28 番 東山 光徳

13 番 平田 忠司 29 番 中村 康男(会長職務代理)

18番 平田 正幸(会長) 30番 藤本 俊彦

19番 大林 正利

20番 大西 和男(農地部会長職務代理)

欠席委員 2名

14番 若谷 修治

25番 梶野 方伯(農政部会長職務代理)

事務局出席者

事務局長細川英樹事務局長補佐藤井良清事務局次長岡崎伸一郎書記田路幸子

【事務局長】

みなさんおはようございます。前の農地部会が長引きまして、定刻より 5分ほど遅れましたが、ただいまから7月の農政部会を開催致します。

現在18名中、16名の出席を頂いておりますので、この部会が成立していることを報告いたします。

なお梶野方伯委員さんと若谷委員さんから欠席する旨の連絡を頂いております。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規程第7条の規定によりまして、 以後の議事進行を松下農政部会長にお願いしたいと存じます。

松下部会長よろしくお願いします。

『部会長』

おはようございます。梅雨も明けまして委員の皆さん方におかれましては大変暑く、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。

それでは早速ですが第1号議案、『農業経営改善計画認定申請』についてを議題に供します。まず1番から5番について事務局の説明を求めます。

【事務局長】

農業経営改善計画認定申請は、全部で 11 件提出されており、その 11 件 すべてが更新であります。この改善計画は農業改良普及センターの指導のもと に作成されたもので、今月の 15 日に開催された坂出・宇多津地域農業再生協議 会の担い手部会において承認を受けております。その後農業委員会の意見を坂 出市から求められたものです。

申請の概要を1ページから4ページにまとめており、5ページ以降がそれぞれの申請書の写しとなっております。

1番から5番について議案に基づいて説明

以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。第1号議案の1番から5番について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

特に異議もないようですので、第1号議案、「農業経営改善計画認定申請」の1から5番については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに 提出するものといたします。

次に6番ですが、6番は大林委員さんが代表理事になっている案件です ので、この審議が終了するまで一時退室をお願いします。

大林委員退室

『部会長』

それでは第1号議案の6番について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】

では1号議案の6番について説明いたします。

議案に基づいて説明

以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。第1号議案の6番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

『部会長』

別にご意見もないようですので、第1号議案の6番については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出するものといたします。

大林委員さんの入室を認めます。

大林委員入室

『部会長』

7番に入って行きたいと思いますが、7番は大原農地部会長さんが副代表理事になっている申請ですのでこの審査が終了するまで一時退室をお願いします。

大原農地部会長退室

それでは第1号議案の7番について、事務局の説明をお願いします。

【事務局長】

では1号議案の7番について説明いたします。

議案に基づいて説明 以上が第7番の説明でございます。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。第1号議案の7番について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

≪異議なしの声あり≫

『部会長』

特にご意見もないようですので、第1号議案の7番については、審査の 結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出するものといたします。 大原農地部会長さんの入室を認めます。

大原農地部会長入室

『部会長』

次に第1号議案の8番について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】

では8番の説明をいたします。

議案に基づいて説明 以上が第8番の説明でございます。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。第1号議案の8番について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第1号議案の8番については、審査の 結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出するものといたします。

続いて9番は、中村委員さんが代表理事になっている申請ですので、この審議が終了するまで一時退室をお願いします。

中村委員退室

『部会長』

次に第1号議案の9番について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】

では9番の説明をいたします。

議案に基づいて説明 9番につきましては以上でございます。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。第1号議案の9番について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第1号議案の9番については、審査の 結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出するものといたします。 中村委員さんの入室を認めます。

中村委員入室

『部会長』

次に第1号議案の10番と11番について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】

ではまず10番の説明からいたします。

議案に基づいて説明

以上で10番と11番の説明を終わらせていただきます。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。第1号議案の10番と11番について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

特に意見もないようですので、第1号議案の10番と11番については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出するものといたします。

『部会長』

続いて第2号議案 県に対する『平成29年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見』についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

【事務局長】

議案の27ページ、28ページをご覧ください。先日農業委員の皆さまに文書を差し上げまして、あまり日程の余裕のないなか、農地利用の最適化に関するご意見をいただきましてありがとうございました。最終的に18名の方から返事をいただいております。

この「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」は、旧法の『建議』に代わるものとして、新法の第 38 条に規定されており、「農業委員会はその所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出しなければならない。」また「前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。」とされております。

議案に基づき説明

このようなご意見のなかから、ある程度まとまった形にして県農業会議の方に出していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。 第2号議案について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

『中村一信委員』

農地を中間管理機構を通して貸した場合の、貸し手にどういうメリットがあるか、 教えてほしい。

【事務局長】

農地中間管理機構を通した場合のメリットについては、産業課の担当を呼びに 行っておりますのでしばらくお待ちください。

『中村一信委員』

中間管理機構を通じて契約をした場合には、10年とか6年とかの期間の要件はあるのですか。

【事務局長】

6年以上ということになります。

『中村一信委員』

そうした場合に、長期間貸したときにその地域の水路とか農道とかの改修の計画が上がってきます。そのときは借りている人が負担をしなさいとかのそういう決まりはあるのですか。

【事務局・田路書記】

決まりというのは特にないですが、一件一件の農地機構を通じた契約書をつくってもらうときに、水利費はどちらが負担するかとかは予め細かく決めてから契約してもらっておりますが。

『中村一信委員』

水利費の負担はあるんですが、そこへ水路改修の経費とかいうのは、各々別個にあるんですか。

ちょっといいですか、従来の農業委員会を通じて貸し借りしていたものと、農地 機構を通しての貸し借りのところの差を説明していただくと今の話しは理解できる のではないかと思います。

『東山委員』

そんなに大きな違いはないのではないか、どこが変わるのか。

『新谷会長職務代理』

水利費の分担とかは契約が一年一年だと思う。用水路とか溜池の改修とかを借りている人が払うというのは、権利ができるから、うちの方はそういうものは地主さんが払って、水利費だけは借りている人が払うと、よそも考えは同じと思っている。うちも溜池の改修を何億というのをしたけれども、5万円位の負担金だった。そういうのを借りている人が負担したら権利ができるから、借りている人はその負担はしなかった。それが普通の考えだと思うが、中間管理機構ではそのような取り決めはたぶん明文化していないのではないか。

『東山委員』

そうでないと借りる人がよう借りられない。多額の負担をして6年して戻せと言われたら、借りる人が借りられない。

【事務局長】

ただいま産業課農政係の滝本副主幹に来てもらいましたので、説明をしていただきます。

【滝本副主幹】

お世話になります。産業課の滝本です。よろしくお願いします。

まず大きな違いというところは、農地中間管理機構が入るということで、安心した貸し借りというか、機構が一定の責任を持って、流れとしては農地の出し手が農地中間管理機構に対して「この農地を貸したいが、誰か作り手はいないか」という状態でまず届出をいただきます。機構が責任を持ってその周辺の耕作状況等を鑑みて耕作者を探し、所有者や耕作者の手をあまり煩わせないというか、専門員が2名常駐しておりましてその者が貸し手と借り手の間に入って、安心して貸し借りできるというのがひとつの大きなメリットとなります。

具体的な補助金云々になりますと、農地の出し手には国の補助金が3種類あり、

地域集積協力金と、経営転換協力金、耕作者集積協力金の3つです。

ただ最初の地域集積協力金については地域全体の例えば〇〇町〇〇集落の全体を考えながら、その農地の割合が何パーセントあってそれをいくら以上貸したらどうかというような、スケールの大きな協力金になってきます。これはその中に遊休農地があってはいけないというような条件があり、坂出市では該当しにくい協力金と考えます。

2つ目で経営転換協力金というのがあります。これは農業を廃業してリタイアされる方が、例えば5反ある農地を全て機構に貸し付けて農業を辞めるという方に対して出る協力金です。これは面積に応じて単価が変わってくるのですが、今、国の施策が流動的になって当初は5反以下が30万円、5反から2町までが50万円、2町以上が認定に貸し付けたら70万というのが、国が数字を出していたんですが、国の方が流動的になって県の成績、機構がどれだけ頑張っているかという成績で配分を決めると変わってきており、単価は流動的になっているんですが、10アール未満の家庭菜園的な自留地は認められていますが、農家を辞めてリタイアする方への協力金というのがあります。

もう一点は耕作者集積協力金というのがあります。これについては農地を貸した人に、貸し付けた農地の隣の農地も機構がまた借りている場合とか、機構を通して貸し借りしている農地と連担している場合に出る補助金で 10 アール当たり2万円になります。

いずれも機構に貸し付ける期間は 10 年以上なので、長いスパンでの貸し付けに限られます。この3つが出し手に対する補助金となります。

受け手、農地を借りた方へのメリットとして補助金が1つあるのですが、これは担い手に位置付けられる人、例えば認定農業者であったり新規就農者に限られます。この方が農地機構を通じて新たな借り入れ、以前に農業委員会を通じて相対で契約をしていたものが期間満了したので次に機構を通じてもこれは対象になりません。初めて機構を通じて貸借した農地に対してこれも 10 アールに2万円の補助金が面積に応じて出ます。

申し訳ありません、先程耕作者集積協力金の単価を2万円と言いましたが、2万円は27年度までで、28年度からは半額の1万円になっています。

受け手に関してのものは先程申し上げたとおり誰でもという訳ではないので、そもそも機構というのが担い手に対する支援を大きな国の目的としているので、担い手への集積率が全国では5割、香川県では3割程度ですが、全国の集積率5割を平成32年までに8割までに持っていこうと国がしています。その関係から農地機構も貸し付けはまず担い手に貸し付けなさい、ということが一般的な前提になっています。担い手には認定農業者、新規就農者、それと集落営農これも担い手に位置付けられています。これらに対して貸し付けたものに対してだけ受け手助成、これは県の単独補助ですが、県の単独補助金が10アール当たり2万円というのがあります。

『新谷会長職務代理』

農業を辞める場合に、機構に貸すといっても借り手が無い場合には補助金は おりないのか。

【滝本副主幹】

機構は原則借り受けはできるのですが、2年間は借り受けて相手を探すということができるのですが、補助金は借り手が見つからなければ出ないので農地機構が借りただけでは出ません。また採択要件として遊休農地があってはいけないので、遊休農地が一部にあるがために補助が出せないことにもなりますが、最近の国の補助の流れになっています。

『東山委員』

遊休農地があったらいかんというのは、自分のところ以外のところもか。

【滝本副主幹】

いえ、自分の所有農地での話しです。

『北山委員』

これは法人化以外は適用にならないのか。王越では単なる対策で規約で貸し借りしていますが、そういう人たちがもし借り入れする場合に補助金は出ないのですか。

【滝本副主幹】

そもそもですが、法人格を有していない一般には集落営農で地域で何人か集まって借り受けする方ということは、正式には農地を借りられないんです。ある程度の認定農業者であったり法人格を有している団体でなければ農地を貸借できないので、任意団体では正式契約ができません。

『北山委員』

法人化をしようという話しをしているが、そんなややこしいはできないという声もあり、進まないがそれならメリットはないということか。

『中村一信委員』

反当たり2万円というのは、契約のあった一回きりのものですか。

【滝本副主幹】

一回きりです。

『部会長』

ご意見いただきましたが、他にご意見ございませんか。

『木下委員』

もし今まで農業委員会を通じて借りていて、更新の場合は引き続き農業委員会を通じて行く方がいいということですよね。

【滝本副主幹】

我々の立場からすると、ぜひとも機構を通じてお願いしたい。

『木下委員』

機構を通じて借りても別にメリットはない訳でしょ。ふつうに貸し借りする場合の補助を抜きにしても機構を通した方が良いの。

【滝本副主幹】

農業委員会に出す書類をだいたい皆さん自分で書かれていると、農協に書いてもらっている方もあると思いますが、機構の場合は事務の面で書類作成から全て我々専門員がやりますので、所有者にも受け手にも事務の面で手を煩わせないようにやっていますので、ぜひとも機構を通じてお願いできたらと思います。

『部会長』

よろしゅうございますか。

この農地機構を通じて貸し借りする場合にも、欠点もある。例えば相続ができていない貸し借りもある。どうしてもしたい場合には農地機構は扱えない。農業委員会は相続権者の50%以上の賛成があればできる。

【滝本副主幹】

農地機構の貸借も農業委員会の取り扱いと制度はあまり大きな違いは無いんです。絶対できないかというとできない訳ではありません。農業委員会の取り扱いと同様に、例えば相続権者全員の同意の判があったり、持ち分が何割以上あればできるというのはあるんですが、書類が少々複雑になります。必要以上の手間をお掛けすることになるので、将来のことも考えて相続ができるのであれば相続をしてから機構を通じた貸借にした方が良いのではないかとご指導させていただいている状況です。

『部会長』

以上でご意見のほう終了させていただきたいと思います。農地機構の説明ありがとうございます。

【事務局長】

今、中間管理機構のメリット・デメリットということでお話しをしていただいたのですが、中間管理機構を利用すること以外にも農地利用の最適化の推進に関して、皆様方からのご意見をいただいておりますが、この中で特に強調しておくべきだと思われるものがありましたら、意見交換していただきたいと思います。この中に無いものでも、意見として書き忘れていたけれど、出すべき意見があればよろしくお願いいたします。

『木下委員』

ちょっとこれは違うかもしれませんが、ミカン山とかで耕作放棄地している所があって、もしそれを買いたいとなったら元の状態でなかったら売買できないと聞いたことがあって、もう 10 年も 20 年も荒らしていてそれを元の状態でないとミカン地の売買ができないというのは、売買するときに大変なんですよね。だから作られてなくてずっと放置しているのを元通りの状態にするくらいなら初めから作るので、その辺の売買するとか貸し借りするとかの見方を緩くしてくれたら貸し借りとかし易くなる。

【事務局長】

農地法3条の考えから言えば、山林状態とか草ぼうぼうでは話しになりませんが 農地性を保っていれば、元ミカン山だからといって元々のミカンが植わっている必 要は無く、今時ならキウイが植わっていようと、これから作付けを出来ると認められ る状態であれば大丈夫です。

『部会長』

2号議案について、別にほかにございませんか。

それでは、ただいま意見交換した内容を踏まえて、ご意見を事務局の方で取りまとめて県農業会議に送付することといたします。

『東山委員』

ひとついいですか。あまり荒らさないうちに遊休農地になる前に貸し借りの話しをしに行くというのが、これからは大事だと思う。荒れてしまって木下委員が言うように、果樹園といってもミカンがわからなくなるくらい荒らしてはどうしようもない。ミカンがまだわかるくらいのまだ元に戻るうちに貸し借りの話しをしていくことが、これからの推進委員の仕事としてこのあたりを地域でよく見ておく必要があると思う。

『部会長』

そういうこともあり、28 ページのところに、「農地利用意向調査の徹底をしてもらいたい・・」ということも付け加えておるわけです。それが荒れてしまっては遅すぎるという状態になって行くと思いますので、そのへんも踏まえてお願いしたらと思います。

【事務局長】

では今出たご意見を踏まえて、意見をまとめて農業会議の方に送りたいと思います。

『部会長』

では2号議案、擱かしていただきます。

次にその他として 新たな「農業委員憲章」についてを議題に供します。 事務局の説明を求めます。

【事務局長】

農業委員会法が本年4月から新しくなりましたことに伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、農地利用の最適化に向けて取り組みを強力に推進して行く内容の新憲章が5月にできております。

議案に基づき説明

以上で説明を終わります。

『部会長』

これで審議案件は終了しました。 その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

【事務局長】

- ① 農業委員会業務必携 2016 年版等図書配布
- ② 麦づくり推進研究研修大会の案内 8/5 アイレックスで開催
- ③ 遊休農地調査(農地利用状況調査)を例年は 10 月頃から行っているが、今年度は約1か月前倒しして実施する以上です。

『部会長』

以上をもちまして7月の農政部会を終了致したいと思います。長時間のご審議をありがとうございました。

11:08